

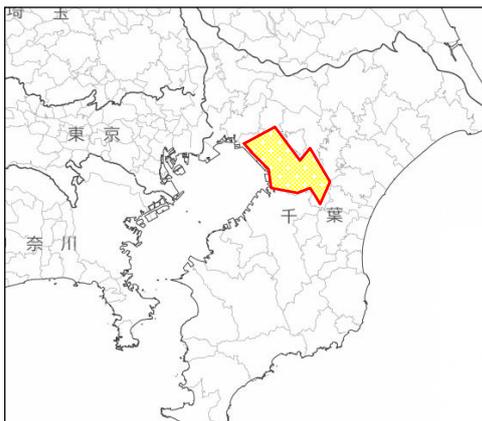
第2期千葉県千葉市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和6年（2024年）3月現在における、千葉県千葉市の行政区域（以下、「本区域」という。）とする。面積は約2万7千ヘクタールである。

◆千葉市位置図



出典：国土地理院

◆促進区域図



出典：千葉市

本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する県指定鳥獣保護区（千葉市、花見川、土気、若松）、自然公園法に規定する県立九十九里自然公園の一部区域、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落である「善勝寺の森」、「稲毛浅間神社の森」及び「大金沢の樹林」、環境省の定める生物多様性の観点から重要度の高い海域（東京湾奥部）、千葉県自然環境保全条例に規定する県自然環境保全地域、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のための配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園、国定公園、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は、本区域内には存在しない。

(2) 地域の特徴（地理的条件、人口分布の状況、インフラの整備状況、産業構造等）

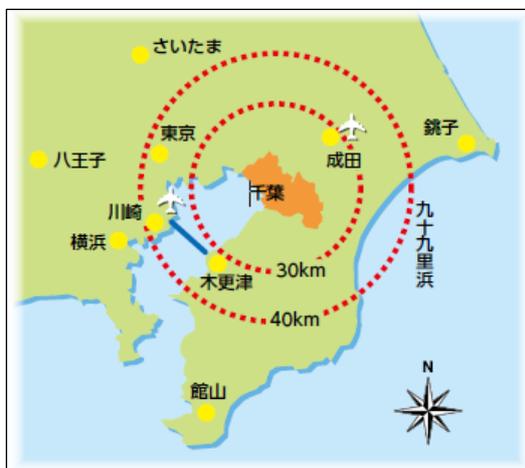
【地理的条件】

千葉市は東京湾の湾奥部に面し、千葉県のほぼ中央部、東京都心部から東に約40kmに位置し、成田国際空港や木更津市（東京湾アクアラインの接岸地）、九十九里浜からそれぞれ約30kmの距離にある。また、鉄道や幹線道路の結節点として、県内の交通の要衝となっている。

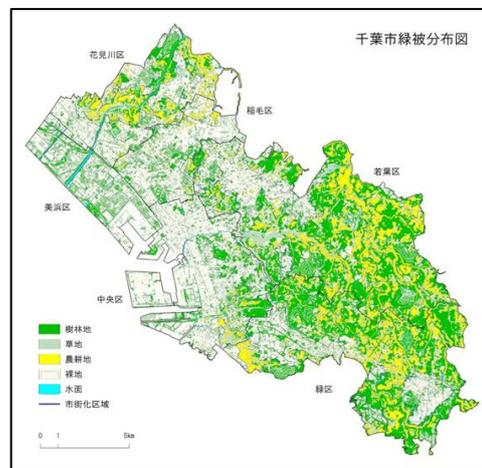
地形は花見川などの河川によって刻まれた低地と台地、東京湾沿いに広がる埋立地に大別される。

全体的に平坦な地形のため、都市の成長とともに市街化が進んだが、内陸部には緑豊かな自然環境が残されており、また延長約42kmに及ぶ海岸線や13の河川を擁するなど、大都市でありながら緑と水辺に恵まれていることが特長である。

また、本市の令和4年（2022年）の年間平均気温は16.7℃、年間降水量が1,427.5mmであり、温暖な気候となっている。



出典：千葉市



出典：千葉市緑と水辺のまちづくりプラン 2023
(令和2年千葉市緑被分布図)

【人口分布の状況】

総人口は、約98.0万人(令和5年12月現在)で、長期的推移をみると安定的に増加しているものの、近年その増加幅は縮小しつつある。

本市の人口等の将来見通しについて、市の総人口は、2020年代前半をピークに減少に転じる見通しであり、年少人口・生産年齢人口は減少し、高齢者人口は増加する見通しである。また、高齢化率は2040年に33.2%まで上昇する見通しである。

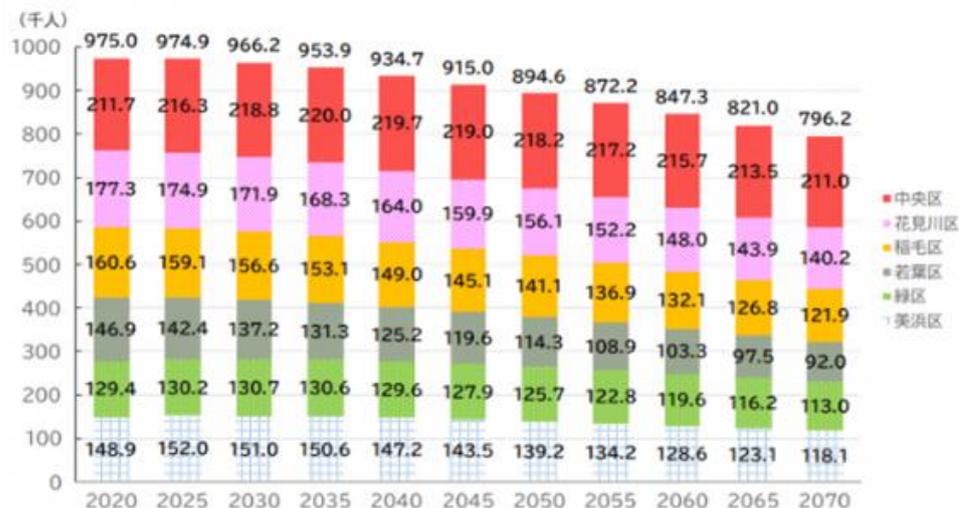
行政区別の人口では、行政区別の人口では、中央区、緑区、美浜区は2035年まで増加又は維持するものの、花見川区、稲毛区、若葉区では減少する見通しとなっている。

◆将来推計人口（年齢4区分）



出典：令和4年（2022年）3月推計（千葉市作成）

◆将来推計人口（行政区別）



出典：令和4年（2022年）3月推計（千葉市作成）

【インフラの整備状況】

①道路交通網

道路交通網は、東関東自動車道や館山自動車道、京葉道路、千葉東金道路、国道16号等の主要道路が千葉市に集中しており、県内道路網の中心的役割を担っている。平成30年度には、東京外かく環状道路の高谷ジャンクション～三郷南インターチェンジ間が整備され、埼玉方面へのアクセスが改善されたことに加え、令和8年度には首都圏中央連絡自動車道の大栄ジャンクション～松尾横芝インターチェンジの整備により、茨城方面への交通の利便性が大きく向上することが見込まれている。

また、東関東自動車道の湾岸習志野インターチェンジ～千葉北インターチェンジ間に、「(仮称) 検見川・真砂スマートインターチェンジ」の設置が令和4年（2022年）9月に新規事業化した。これにより、千葉港を中心とした湾岸地域と東京方面とのアクセス性を格段に向上させることができ、渋滞の緩和、アクセス機能の強化、産業や観光の振興など本市の持続的な経済発展に繋がる効果が見込まれる。

②鉄道網

東京都心や成田国際空港、房総へとつながる鉄道の起点駅として JR 千葉駅を擁しており、人流の拠点となっている。また、直近の令和4年度における県内 JR 鉄道駅の1日の平均乗車人員は、JR 千葉駅が4位、JR 海浜幕張駅が9位となっている。

また、令和5年（2023年）3月には、幕張新都心全体の都市機能を強化し、街で活動する人々の利便性や回遊性を向上するため、JR 京葉線海浜幕張駅と新習志野駅間に幕張豊砂駅が開業している。

③港湾

東京湾の湾奥部に位置する千葉港は、平成 23 年（2011 年）に国際拠点港湾に指定されるなど、我が国を代表する国際貿易港に成長している。千葉市は千葉港区のうち、千葉中央地区、千葉北部地区、千葉南部地区の後背地として所在している。

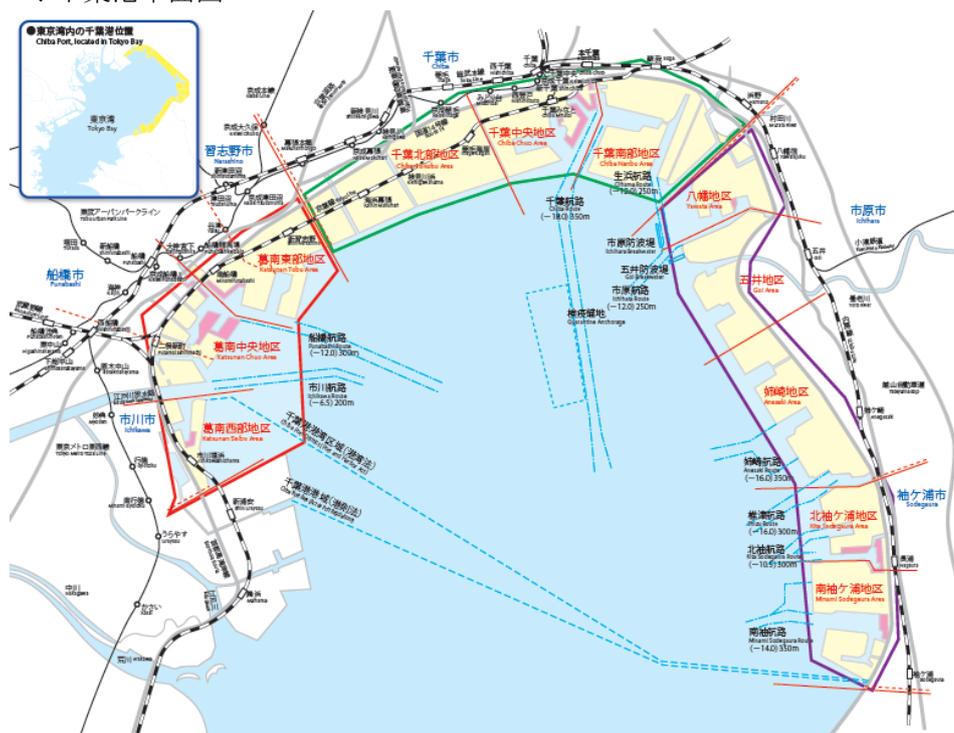
なお、千葉中央地区においては、コンテナ貨物や完成自動車の取扱が増加している中で貨物混在や貨物取扱ヤード不足、船舶大型化等の課題に対応するため、千葉中央地区の埠頭再編事業を行い、荷役作業の効率化や港湾施設の機能強化を図ることとしている。

千葉中央地区：千葉中央ふ頭では、主にコンテナ貨物と完成自動車貨物を取り扱っている。また、出洲ふ頭では、主に完成自動車と RORO 貨物（紙・パルプ、化学工業品、鋼材）を取り扱っている。野積み場には製材や鋼材等が保管されている。

千葉北部地区：幕張新都心や海浜公園が立地し、また前面の水際線には、日本一長い人工海浜が整備され、県内外から多くの人々が訪れる地区となっている。

千葉南部地区：千葉南部地区には鉄鋼製品メーカー等が立地しているほか、商業施設や緑地が位置しており、人々が集う場所にもなっている。

◆千葉港平面図



出典：千葉県ホームページ

④都心

本市のちば・まち・ビジョンでは、高次都市機能や広域交通機能の集積を活かしながら経済、産業、コンベンションなどの広域的・中核的な役割を担う地域として3つの都心（千葉都心、幕張新都心、蘇我副都心）があり、各都心の特性等に応じた将来像が示されている。

<将来像>

千葉都心

- ・ 県都の都心にふさわしい広域的な商業・業務機能や文化機能などの集積を進める。
- ・ 適切な居住機能の誘導を図り、多様な人々が集まる魅力と活力ある拠点の形成を目指す。

幕張新都心

- ・ 商業機能、国際交流機能、国際的業務機能、研究開発機能、文教機能、スポーツ・レクリエーション機能などの複合的な都市機能の集積を進め、魅力的で快適な居住環境の創出を図り、国際交流都市としての拠点の形成を目指す。

蘇我副都心

- ・ 商業・業務機能などの集積やスポーツ・レクリエーション機能の充実、広域的な防災機能の強化を進める。
- ・ 賑わいと魅力ある海に開かれた拠点の形成を目指す。

※ちば・まち・ビジョンとは、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」、「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」の3つのマスタープランを統合した計画。

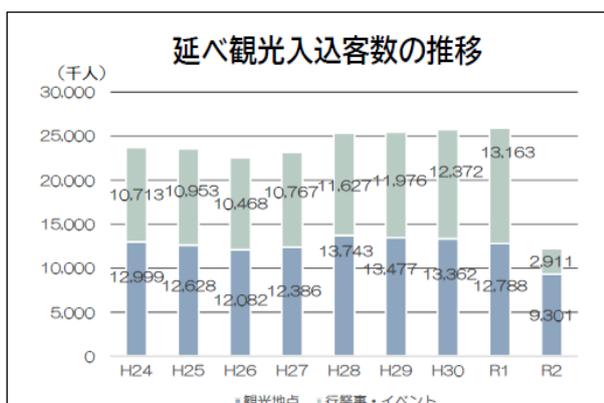
⑤観光・コンベンション・スポーツ等

千葉市は幕張メッセなどの国内有数の集客施設があり、ホテルなどの宿泊施設も多く立地している。また、グローバルMICE 都市としてMICE の誘致・開催を支援しているほか、近年リニューアルした競輪場などの観光集客施設もあり、今後の更なる活用を見込んでいる。

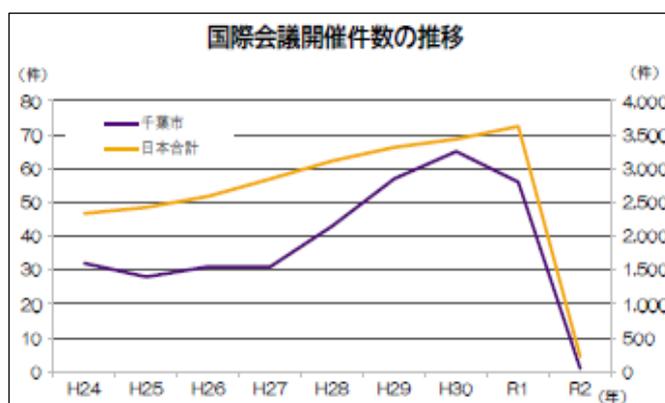
観光は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受ける前は、行祭事・イベントへの入込客数が半数近くを占めていたが、観光行動の面的な広がりや、観光地としてのイメージの希薄さに課題がある。

観光入込客数は、令和元年（2019年）には2,595.1万人と増加基調にあったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、令和2年（2020年）には前年の半数以下の1,221.2万人と大きく減少に転じた。特に、例年全体の半数近くを占めていた行祭事・イベントの観光入込客数が例年の約4分の1にまで減少したことが大きな影響を与えている。（出典：千葉県「観光客の入込動向」）

千葉市で開催される国際会議などの件数は、平成24年（2012年）～令和元年（2019年）にかけて、年間平均約43件で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、令和2年（2020年）はわずか1件と、大幅に減少したが、令和4年（2022年）は9件と回復傾向にある。



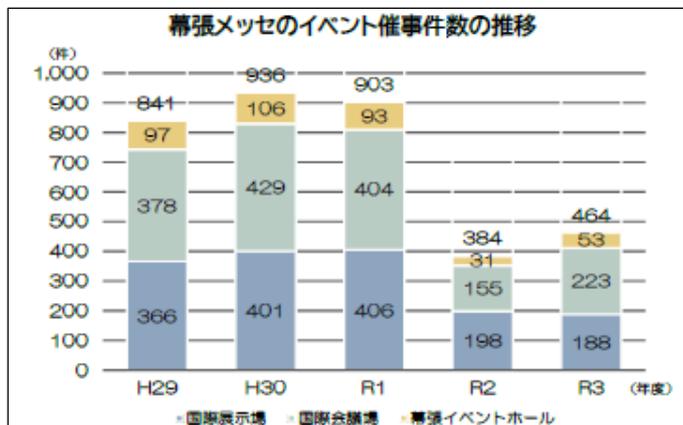
出典：千葉県「観光客の入込動向」



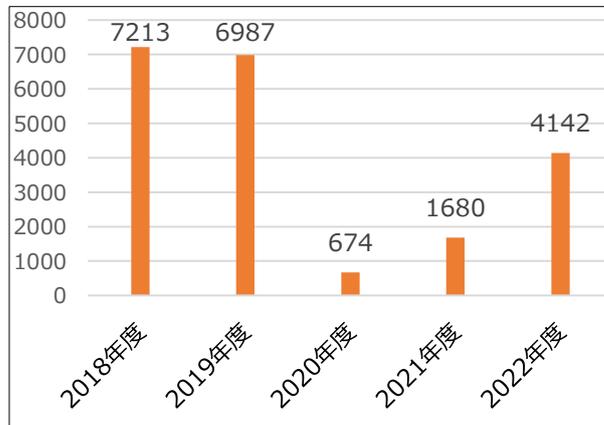
出典：JNTO 国際会議統計

「日本政府観光局 (JNTO) コンベンションの誘致・開催支援」

日本最大級のコンベンション施設である幕張メッセは、平成29年度から令和元年度まで、年間平均900件前後のイベントを開催している。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は384件と半数未満に減少したものの、令和3年度は464件となっており、回復傾向にある。



出典：幕張メッセ「利用実績 幕張メッセ全体(3施設)の催事件数の推移」



出典：幕張メッセ「利用実績 来場者数の推移(単位/千人)」

また、ZOZO マリンスタジアム、フクダ電子アリーナ、千葉ポートアリーナを擁し、多数のプロスポーツのホームタウンや活動拠点となっている。本市では、市民も含め地域一体となってチームや選手を応援し、交流を図ることで、競技への理解やチームと本市への愛着を深めるとともに、スポーツツーリズムの機運を醸成している。

他方、イベント等の開催により、国内外から人を呼び込み、地域の賑わいや観光消費を喚起することで、経済波及効果を高めるとともに都市ブランドの向上を図るため、国内最大級の音楽フェスやアクションスポーツの国際大会の開催実績等を踏まえ、関係機関や主催者との綿密な連携により本市開催の定着化を目指している。

【産業構造等】

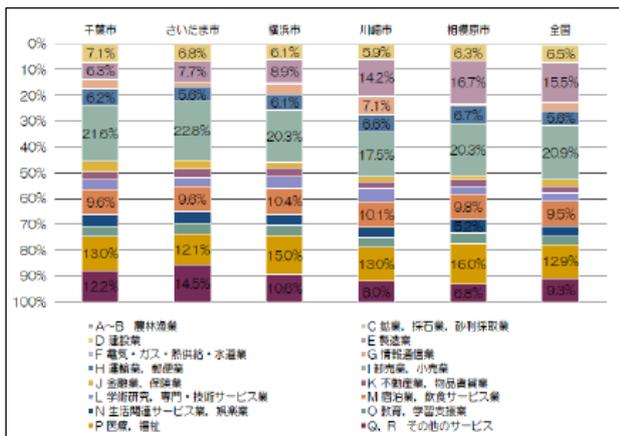
①産業構造

国内他都市等と比較して、第3次産業の比率がやや高く製造業の比率がやや低くなっているものの、全国の産業分布の構成比に類似し、偏りのない全体的にバランスの取れた産業構造となっている。

産業別の従業者数は、平成28年(2016年)において、「卸売業、小売業」「医療、福祉」の構成比が高くなっている。また、第3次産業であるサービス産業(F~R)で、全体の約85%を占めている。

同年次における産業別の付加価値額は、「卸売業、小売業」の構成比が高く、25%を上回っており、全国及び他の首都圏政令市と比較しても高い水準となっている。

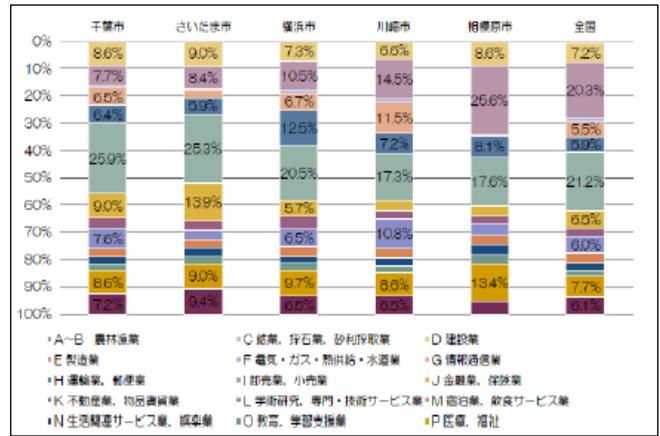
◆産業大分類別従業者数の構成比(平成 28(2016)年)



(注釈)5%未満のデータラベルは非表示としている。

第1次産業：A~B、第2次産業：C~E、第3次産業：F~R
出典：総務省・経済産業省「経済センサス」

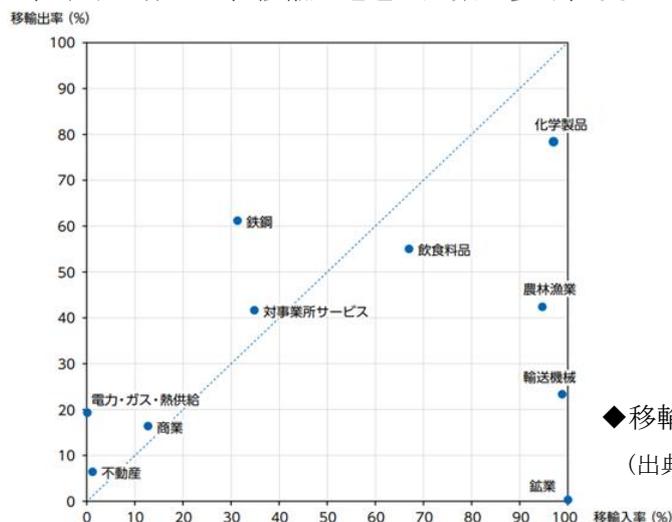
◆産業大分類別付加価値額の構成比(平成 28(2016)年)



(注釈)5%未満のデータラベルは非表示としている。

第1次産業：A~B、第2次産業：C~E、第3次産業：F~R
出典：総務省・経済産業省「経済センサス」

「鉄鋼」の移輸出率が高い水準となっており、域外から稼ぐ産業の中心となっている。また、「化学製品」、「飲食料品」は、移輸出率、移輸入率ともに高い水準であり、本市において重要な産業となっている。なお、本市全体では、移輸入超過の産業が多く、収支はマイナスとなっている。



◆移輸出率と移輸入率

(出典：平成 27 年千葉市産業連関表)

③市内総生産

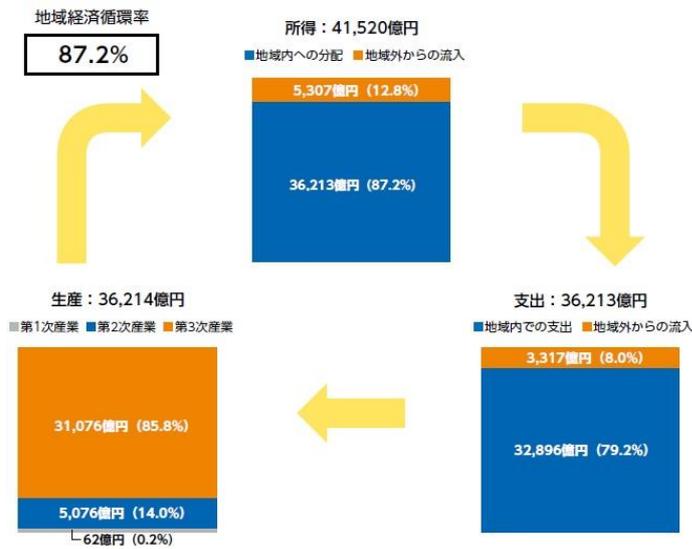
千葉市の市内総生産は、増加傾向にあったが、令和 2 年度の市内総生産（名目）は 4 兆 319 億円、（実質）は 3 兆 9451 億円で、名目値・実質値ともに令和元年度に続いてマイナス成長となっている。

④地域経済循環

平成 30 年度の生産（付加価値額）は、雇用者所得とその他所得のそれぞれには市外から流入している所得も含め、36,213 億円となっている。

所得からの支出は 41,520 億円であり、民間消費額での市外流入や、民間投資額・その他支出での市外流出があるものの、その多くが市内で支出されている。

◆千葉市の地域経済循環図(平成30年)



出典：環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」(株式会社価値総合研究所(日本政策投資銀行グループ)受託作成)

⑤農業

千葉市は、市の北部や東部に大規模な農地があり、市の西部や中央部等では花見川沿岸に土地改良事業区域を複数有しているだけでなく、生産緑地地区を中心とした都市農業が行われているなど、農地と市街地が共存している。

主な農産物は、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、トマト、いちご、キャベツ、すいかなどがあり、野菜をはじめとする多品目型の農業生産が行われている。

本市の農業を下支えする拠点である農政センターでは、農業分野における技術革新やグローバル化等の農業情勢の変化とともに、本市農業の担い手の高齢化・減少などの課題を踏まえ、リニューアルを実施しており、今後は「人と技」を活かした都市農業の拠点として、注力品目選定・種苗供給力の強化、有望なスマート技術の実証・新たな栽培モデル確立、人材育成・研修の強化を行い、農業者の農業経営の一層の発展を支援することとしている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

千葉市の経済分野における個別部門計画である「千葉市経済成長・雇用創出ビジョン」(令和5年3月策定)において、「新たな価値の創造」(Innovation)と「変化に対応できる経済基盤の強化」(Resilience)による経済成長と雇用創出を目指して、「企業の集積とイノベーションによる新たな価値の創出」「持続的な経済活動に向けたレジリエントな経済基盤の強化」「地域産業を担い・支える産業人材の確保・育成」「地域特性を活かした観光資源の魅力向上とMICE推進」という4つの戦略を定め、人口減少局面に向かう中においても、本戦略に基づく取組みにより、市内総生産額、市内従事者数の増加の実現を目指していく。

【企業の集積とイノベーションによる新たな価値の創出】

多くの企業が集積する拠点性や交通網の要衝等の本市のポテンシャルを活かしつつ、創業や企業の進出等のチャレンジしやすい環境を整えることにより、創業者や地域経済を牽引する企業の集積を促

進するとともに、多様な主体の連携によるイノベーションや新事業の創出を支援することにより、新たなビジネスを生み育て、新たな価値の創出を目指す。

【持続的な経済活動に向けたレジリエントな経済基盤の強化】

近年は事業継続計画（BCP）の策定や事業再構築など、事業を安定的に継続・発展させるための取組みが求められている。また、脱炭素化や DX 等の分野は、今後市内企業も対応が不可欠となることに加え、成長分野としても注目されている。その他、空き店舗の活用や老朽化した施設の更新、生産性向上のための新たな設備導入なども、持続的発展のためには不可欠である。

リスクや危機を乗り越えると同時に、新たなビジネスチャンスを見出してチャレンジしていくことが重要であることから、本市は市内事業者のレジリエンスを高め、成長・発展を続けられるよう支援を行う。

【地域産業を担い・支える産業人材の確保・育成】

ものづくり人材の育成支援や、アントレプレナーシップ教育の推進により、将来活躍できる人材を確保・育成するとともに、企業の経営基盤の強化や雇用のミスマッチ解消に向け、企業の採用力の向上やリスキリングなどの人材育成に必要な支援を行います。さらに、求職者一人ひとりに応じたスキルアップや就職・転職支援にも取り組み、地域産業を担い・支える人材が輩出され、それらの方々が輝ける地域社会の実現を目指す。

【地域特性を活かした観光資源の魅力向上と MICE 推進】

観光産業は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を大きく受けていたが、今後回復が見込まれ、本市経済の一翼を担う分野である。ライフスタイルや価値観の変化に伴う新たな観光スタイルも捉えつつ、既存の観光客及び通勤・通学者等や、ポテンシャルの高い立地特性や資源を活かして新たに呼び込む観光客に対して、本市への誘客及び周辺自治体を含めた周遊を促し、観光消費を喚起していくための取組みを行っていく。

MICE についても、脱炭素化等の社会的要請にも対応した上で、グローバル MICE 都市であり幕張メッセ等の集客施設を擁する本市の特性や、国内最大級の音楽フェスやアクションスポーツの国際大会の開催実績等を最大限に活かしたコンベンションやイベント等の誘致・開催を進め、都市としてのブランド向上や市内経済への波及効果の拡大に取り組んでいく。

また、農業分野における個別部門計画である「千葉県農業基本計画」（令和 5 年 3 月）において、「農業の持続性を高め、100 年先の未来に農業と食をつなぐ」を基本目標としており、農業が若者に選ばれる職業となるよう、その魅力を高め、長く農業ができる 40 代以下の青年農業者の増加を目指して、3 つの施策展開の方向性を定めた。具体的には、2030 年の目標数値として、40 代以下の青年農業経営者数を 100 人とすることと、3,000 万円以上の売上規模層を全体の 10% とすることを設定し、各施策に取り組んでいる。

【農業の担い手を確保・育成し、農業の持続性を確保する】

本市農業の持続性を確保するため、青年農業者や法人等、新たな担い手の確保や地域の中心的な経営体の育成を目指すとともに、後継者対策等の家族農業経営の支援を行い、農業の担い手の確保・育成を目指す。

また、併せて、担い手が効率的な経営を行うことができるよう、農地中間管理事業等の活用により農地の流動化を促進する。

【生産力や販売力を強化し、農業を成長産業化させる】

技術の進展が著しいスマート農業技術等の活用や生産した農産物の高付加価値化等により、生産力・販売力の強化を図り、農業経営体の持続性を確保することで、農業経営体の減少をくい止める必要があるため、スマート農業技術等の活用支援や環境負荷軽減に資する農業技術の振興、農業者の技術力の向上、生産物の高付加価値化と販売・PR 力の強化等を行い、農業の成長産業化を図る。

【農と森林が持つ多様な機能を保全、活用し、市民に憩いや潤いを与える】

市民に身近な市街地で農業が営まれるとともに、豊かな農村・森林を有するという本市の特徴を踏まえ、本市の農業・農村と森林が持つ多様な機能の維持増進と積極的な活用を図り、市民の潤い創出や交流人口の増加など、様々な効果を発揮することを目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

| | 現状 | 計画終了後 | 増加率 |
|----------------------|---------|-----------|--------|
| 地域経済牽引事業による付加価値額の増加額 | 570 百万円 | 3,270 百万円 | 473.7% |

(算定根拠)

<現状>

経済センサス活動調査(令和3年)に基づき、千葉県における1事業所あたり平均付加価値額54百万円の付加価値額を創出する8件の地域経済牽引事業を承認し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.32倍(平成27年千葉県産業連関表における全産業平均の生産波及効果係数)の波及効果をもたらすこととして推計。

<目標>

15件の地域経済牽引事業を創出することを目標とし、「5(1)地域の特性及びその活用戦略」で設定した8分野で、現行計画の実績を踏まえた目標件数を設定し、これらの地域経済牽引事業が、それぞれの産業分野で平均的な付加価値額と生産波及効果をもたらした場合、促進区域で2,700百万円の付加価値額を創出することを目指す。

【任意記載のKPI】

| | 現状 | 計画終了後 | 増加率 |
|-----------------|-----|-------|--------|
| 地域経済牽引事業の新規事業件数 | 8 件 | 23 件 | 187.5% |

(算定根拠)

<現状>

現行計画での目標件数は計画期間5年間で30件としていたが、実績は8件であった。

<目標>

地域経済牽引事業の新規事業件数 年3件×4年9か月(計画期間)≒15件

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件をすべて満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

本計画「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加額が 5,435 万円 (千葉県 の 1 事業所当たり平均付加価値額 (経済センサスー活動調査 (令和 3 年)) を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 3.5%以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で 3.5%以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 3.5%以上増加すること。
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 3.5%以上増加すること。

なお、(2)、(3) の指標については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域 (重点促進区域) を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

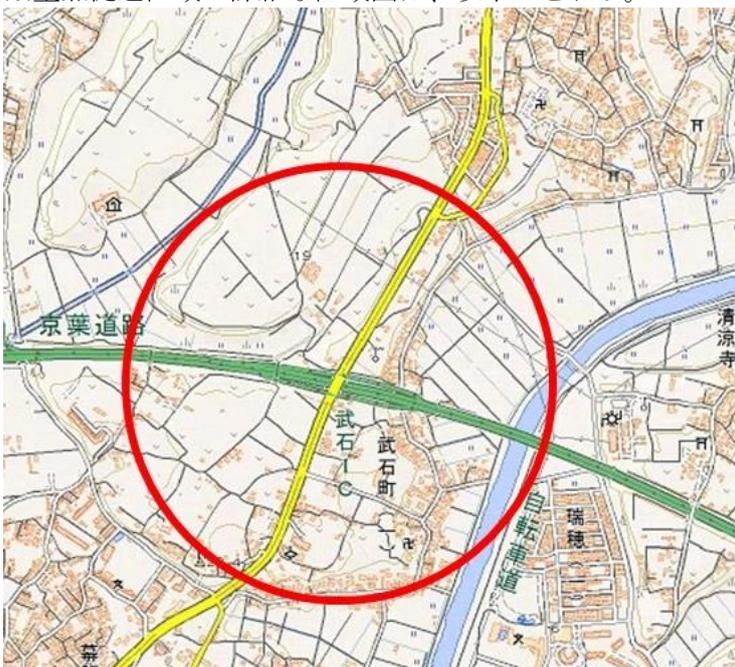
本計画における重点促進区域は、以下の区域とする。

【重点促進区域 1】 花見川区武石地区 (京葉道路武石インターチェンジ周辺)

京葉道路武石インターチェンジから半径 500 メートルの範囲内 (一部がその範囲内にある土地を含む) の区域

- ・ 武石町 (小字) 松葉、北根台、北根、一斗蒔、龍越、溝目、広田、弁天、権現越、海老街道、苗代道、三代内、大小塚、寺台、寺下
- ・ 幕張町 (小字) 道城台、椎崎、東谷、五斗蒔、奈良熊
- ・ 長作町 (小字) 境田

※重点促進区域の詳細な区域図は、以下のとおり。



(出典：国土地理院)

(概況及び公共施設等の整備状況)

本重点促進区域の概ねの面積は、78.5ヘクタールである。

本重点促進区域は、京葉道路・武石インターチェンジの出入口が一般の道と接する地点から、概ね半径500メートルを基準とした範囲である。武石インターチェンジから東京都心までは1時間以内で移動可能であり、交通インフラも充実している。また、区域内の農地では露地栽培が盛んであり、にんじん、レタスなどが生産されている。昭和42年(1967年)に、野菜生産出荷安定法による野菜指定産地に指定された区域が含まれている。

多くのオフィスが立地する幕張新都心地区にも至近であり、地域経済牽引事業を重点的に促進する場所としても適当であるため、重点促進区域に設定することとする。なお、本重点促進区域は北西部の畑や東部の水田を中心に約38ヘクタールの農用地区域を含み、かつ全域が市街化調整区域であるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

(関連計画における記載等)

ちば・まち・ビジョンにおける記載：

目指すべき将来都市構造「千葉市型コンパクト・プラス・ネットワーク」において、製造業を中心とする産業集積地やインターチェンジ周辺などの交通利便性が高い地域を産業集積の促進を図る地域として産業拠点に位置付けている。

また、市街化調整区域の土地利用の方針において、「東関東自動車道などのインターチェンジ周辺などにおいては、農林漁業との健全な調和を図り、開発許可制度や地区計画などを活用し、交通利便性を活かした流通業務地の形成を目指す」としている。

千葉市開発審査会付議基準における記載：

インターチェンジの周辺における流通業務施設等の建築を目的とした開発行為等の基準を定めており、大規模流通業務施設及び流通業務等の事務所・倉庫の敷地は、インターチェンジの出入口が一般の道路と接する地点から半径1000メートル以内の範囲内にあるものとして市長が指定した区域であることとしている。

千葉市農業振興地域整備計画における記載：

幕張地区の水田は、「早くから土地改良事業が完了し、農業生産の展開を図ってきた地区であることから今後とも農業振興に必要な農用地として農用地区域に設定」、幕張地区の畑地は、「市街地に隣接していることから露地野菜の栽培が盛んな地区」、「昭和42年には野菜生産出荷安定法による野菜指定産地に指定され、現在も高生産農業の展開を図っている地区であることから、今後とも農業振興に必要な農用地として、農用地区域に設定」と記載されている。

また、農業近代化施設の整備の方向として、「農産物の計画的な生産・出荷による安全で新鮮な農産物を市民に安定的に供給」「需要動向を的確に対応できる農産物の「産地化」を図るため、集出荷用機械施設の整備を推進」することとしている。

土地利用の構想としては、「非農業的土地需要に対しては、総合的に調和のとれた農業振興と計画的な土地利用調整を図りつつ、適切かつ効率的な土地利用を推進」することが示されている。

なお、本重点促進区域には、自然公園法に規定する国立公園、国定公園、自然公園法に規定する県

立自然公園、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全磯調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、生物多様性の観点から重要度の高い湿地自然再生事業の実施地域は、存在しない。

(2) 区域設定の理由

本重点促進区域は、ちば・まち・ビジョンで産業拠点とされているインターチェンジ（京葉道路武石インターチェンジ）の周辺にあり、千葉市開発審査会付議基準の流通業務施設等の敷地の基準であるインターチェンジから半径 1000 メートルの範囲内に存在している。武石インターチェンジから東京都心までは 1 時間以内で移動可能であり、製品の各方面への輸送においても交通インフラが充実した優位性のある地域となっている。

また、これまで行ってきた企業立地補助制度の改正（拡充）などにより、企業立地への支援実績は堅調であり、また、圏央道や東京外環自動車道の開通などにより企業の産業用地に対するニーズの高まりもあり、ちばリサーチパークやネクストコア誉田ではすべての区画の宅地が分譲済みとなっているほか、千葉土気緑の森工業団地でも近年企業の進出が相次いでいるなど、市内で紹介できる産業用地が枯渇している状況である。

さらに、市街化区域内の工業系の用途地域は、工場や住宅の活用が進んでおり、企業が立地できる未利用地は確認できない状況にある。

なお、千葉市内全域において、市街化区域については工場適地調査（令和 5 年 10 月）を通じ、既存工業団地内にて 1.2 ヘクタール程度の遊休地の存在を把握しているが、その他には企業が立地できる遊休地は存在しておらず、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」（農村産業法）に基づき造成された用地も存在しない。

本市において、農業分野の地域経済牽引事業を実施するためには、地域特性である、にんじん、落花生等の特産物を活用することが必要であるが、把握されている遊休地については、これら特産物の生産地より遠方であることから、農業分野の地域経済牽引事業を効果的に促進するために活用することができない状況である。

一方、武石インターチェンジ周辺については、にんじんやレタスなど露地栽培が盛んな農地が存在しており、そこで生産される農産物を活用することが可能である。さらに、インターチェンジが近接していることから流通の利便性も高く、農業分野の地域経済牽引事業を促進するうえで適している地区であるため、重点促進区域に定めるものである。

以上のことから、本重点促進区域において地域経済牽引事業を促進するため、やむを得ず農用地区域及び市街化調整区域を含むものの、農地法、農振法、都市計画法等に係る配慮規定の適用を踏まえ、重点促進区域として設定する。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

該当無し。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①千葉市臨海部の鉄鋼業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②幕張新都心を中心とする情報通信業の産業集積を活用したデジタル分野
- ③千葉食品コンビナートにおける食料品製造業等の産業集積を活用した食品関連産業分野
- ④にんじん（国の指定産地）、落花生等の特産物を活用した農業分野
- ⑤千葉大学亥鼻イノベーションプラザ、千葉大学サイエンスパークセンター等の知見を活用した医療・ヘルスケア分野
- ⑥海辺・里山、幕張メッセ等の観光資源や千葉ロッテマリーンズ等のスポーツ資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ⑦京葉道路・東関東自動車道等の充実した道路ネットワーク、港湾、鉄道の交通・物流インフラを活用した物流関係分野
- ⑧カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギー関連産業等の技術を活用した環境・エネルギー関連分野

(2) 選定の理由

①千葉市臨海部の鉄鋼業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

本市は、第2次大戦後急速に発展した京葉工業地域を有し、臨海部の埋立地には鉄鋼業などの大規模な工場が立地し、日本有数の素材型ものづくり関連産業の集積があり、本市の製造業全体の製品出荷額のうち概ね50%を占めている。

また、先端型ものづくり関連産業としては、市内陸部の工業団地を中心に一般機械・金属加工などの産業が集積し、事業所数は本市の製造業全体の約60%近くを占めている。

千葉市産業用地整備方針では、これらの産業を本市の重要な基幹産業と捉え、誘致すべき業種として位置付けている。

他方、ものづくり分野において重要となるインフラについては、本計画「1 基本計画の対象となる区域（促進区域）（2）」に記載のとおり、道路、鉄道、港湾といった交通網において、千葉市は県内から都内・全国・海外を結ぶ交通体系の結節点となっているといった地域特性もある。

このため、千葉市臨海部の鉄鋼業等をはじめとする産業集積を活用し、成長ものづくり分野における地域経済牽引事業を引き続き促進していく。

②幕張新都心を中心とする情報通信業の産業集積を活用したデジタル分野

幕張新都心は、幕張メッセをはじめ、オフィスビル、教育・研究施設やホテル・商業施設及び幕張ベイタウンや幕張ベイパークの整備の推進により、「職・住・学・遊」の複合機能の集積が進み、未来型の国際業務都市の形成を目指し発展してきており、日々の活動人口は令和2年（2020年）時点で230,000人となっている。

また、国内外を代表する企業のオフィスビルが立地し、令和2年（2020年）4月現在、約530社、約6万人が就業している。平成26年（2014年）の経済センサスによると、特に情報通信業従事者が全体の13.4%を占め、産業大分類上では卸売・小売業に次いで2番目に多く、情報通信産業が集積する地区となっている。

平成28年（2016年）には、国家戦略特区として指定され、新ビジネスの創業や先端技術産業の活

性化の一環として、ドローンや自動運転等の未来技術の社会実装に向け各種実証実験の取組みを積極的に行っているほか、このような取組みを行っている未来技術関連企業に対して、社会実装に資する事業の経費の一部を補助するなど支援を行っている。

こうした取組みを踏まえ、千葉市産業用地整備方針では、情報通信産業を含む「IT・クリエイティブ産業」を誘致すべき業種として位置づけているところである。

このため、幕張新都心を中心とする情報通信業の産業集積等を活用し、デジタル分野における地域経済牽引事業を引き続き促進する。

③千葉食品コンビナートにおける食料品製造業等の産業集積を活用した食品関連産業分野

本市美浜区の新港には、食品工業の近代化・合理化を図るため、国内初で最大(90ヘクタール)の食品工業団地として昭和39年(1964年)に発足した「千葉食品コンビナート」が造成されている。

同地区の臨海部にサイロ群を設け、海外からの原料を大量に受け入れ、これに直結して、原料を加工する企業(第一次加工業)、その後方に、加工食品企業(第二次・第三次加工業)等を配置した「臨海型食品コンビナート」システムとなっている。

また、当団地内企業は、サイロ、倉庫、製粉、飼料、精米、製めん、パン・菓子、砂糖類、牛乳、食用油、冷凍倉庫など、食生活に欠かすことのできない業種がほとんどであるほか、食品製造・加工以外でも、食料品の商品開発部門、食料品の輸入、検定機関、介護福祉、運送業等々の企業で形成されており、本市を代表する産業拠点となっている。

千葉市産業用地整備方針では、この食品コンビナートを中心とした食品関連産業の集積が形成されていること着目しつつ、食品関連産業が多くに従業員を雇用する産業であることや、関東・千葉県内において、食品関連産業の企業立地は依然として旺盛であることなどから、今後も、食品関連産業の新規立地が見込めるため、食品関連産業を含む食品・健康生活実現型産業を誘致すべき業種として位置付けている。

このため、千葉食品コンビナートにおける食料品製造業等の産業集積を活用し、食品関連産業分野における地域経済牽引事業を引き続き促進する。

④にんじん(国の指定産地)、落花生等の特産物を活用した農業分野

千葉市は、地元はもとより、首都圏や近隣の大消費地へ農畜産物を出荷しやすい環境にあり、気候にも恵まれている上、一定規模の優良農地を有している。こうした状況に加え、平成21年(2009年)の農地法改正によりリース方式による参入が全面自由化されて以降、農業法人参入が増加している。

農業従事者が減少する一方で、農業法人の参入は増え続けており、本市農業をけん引する中心的な経営体として顕在化してきているものの、大型台風などによる被災により突然、撤退することとなった事例や、コロナ禍での本社業績の悪化により参入を断念する事例等も散見されている。

このため千葉市農業基本計画においては、地域に定着し調和する可能性が高い法人等を中心に、引き続き、農業法人の参入促進につながる各種支援を行うほか、地域に根差した次代の担い手農業者等が経営発展に向けて法人化し成長することも重要な視点とし、支援を行っている。

このため、農業分野における地域経済牽引事業を引き続き促進する。

⑤千葉大学亥鼻イノベーションプラザ、千葉大学サイエンスパークセンター等の知見を活用した医療・ヘルスケア分野

本市には、千葉大学医学部附属病院、Q S T病院（旧放射線医学総合研究所病院）、2つの市立病院といった先端的な治癒が可能な医療機関が集積し、医療等の分野における既存産業の高度化や新事業創出を行う上で大きな強みとなっている。

また、医工連携分野における産学連携による新事業創出を目指すため、千葉大学内にある亥鼻イノベーションプラザにおいて、大学連携型起業家育成施設（インキュベーション施設）が整備され、スタッフ（インキュベーション・マネージャー）が常駐し、様々な支援ツールや情報の提供、大学等有する先端医療分野、医工連携分野の研究成果を活用した起業や創業活動、中小企業の新事業展開等を総合的に支援しているほか、同プラザ入居者への賃料補助（最大5年間）、「千葉市スタートアップエコシステム」による創業支援など、ベンチャー企業の育成を促進している。

千葉市産業用地整備方針では、これらの医療機関等の活用に加え、高齢化のさらなる進展を見据え、ヘルスケア産業を誘致する業種として位置付けている。

このため、千葉大学亥鼻イノベーションプラザ、千葉大学サイエンスパークセンター等の知見を活用した医療・ヘルスケア分野における地域経済牽引事業を引き続き促進する。

⑥海辺・里山、幕張メッセ等の観光資源や千葉ロッテマリーンズ等のスポーツ資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

本市海岸部の幕張新都心地区については、日本でも有数のコンベンション施設である幕張メッセがMICE 関連産業集積の中心である。幕張メッセにおける令和4年（2022年）国際会議開催件数は8件であり、国内会場では9位、県内会場では第1位となっている。参加者総数は19,750名であり、国内会場では第6位、県内会場では第1位となっている（出典：日本政府観光局「令和4年国際会議統計」）。

一方、内陸部である若葉区・緑区及びその周辺の自然豊かなエリアをグリーンエリア（エリア名称：チバノサト）と位置づけ、そこに存在する自然的・歴史的・文化的観光資源を地域の魅力として活用するとともに、グリーンエリアの事業者間の連携促進による新たな観光コンテンツの造成やイベントの開催、県単位での広域連携による周遊プラン作成を行うなど、点から面へ新たな事業展開を図りながらプロモーション活動を実施している。

インバウンド観光の推進については、成田国際空港等から入国する外国人観光客を本市に取り込むべく、台湾やマレーシア等のターゲット国を対象として、本市の観光情報を発信するとともに、海外からも支持を得ている人気アニメを活用したイベントを開催するなど、来訪意欲を促進するプロモーションを継続している。来訪者の満足感を高め、本市における滞在時間や宿泊日数の増加を目的に、多言語による観光情報の提供など受入環境の整備を推進している。

また、本市には、プロスポーツチームをはじめとしたスポーツ関連産業と施設の集積が見られる。

県内唯一のプロ野球チームである千葉ロッテマリーンズと、プロサッカークラブであるジェフユナイテッド市原・千葉（ジェフレディース含む）のホームタウンとなっているほか、令和2年（2020年）7月に誕生したプロバスケットボールチームのアルティリー千葉も千葉市をホームタウンとしており、全国各地から多くのファンが来場している。

千葉市内に立地している総合体育施設である千葉ポートアリーナは、アルティリー千葉のホームアリーナであるだけでなく、各種スポーツイベントや文化イベント（コンサート・式典等）でも利用可能な「メインアリーナ」等の機能を備えた施設である。

令和3年（2021年）10月にフルリニューアルした千葉競輪場では、スポーツ性、エンターテイン

メント性を打ち出した新しい形の競輪「250 競走 (PIST6)」を開催している。本競輪場は、国内3例目となる国際基準の木製バンクを備えた形で再整備されたことに伴い、千葉市では、国際的・全国的な競技大会の誘致・開催の支援を行っている。

その他、スポーツ・文化関連については、アクションスポーツの国際大会や国内最大級の音楽フェスのほか、e スポーツの大会などが開催されている。こうした実績等を踏まえ、関係機関や主催者との綿密な連携により本市開催を定着化させるとともに、新たなイベント・フェス等の開催に繋げることに取り組んでいる。また、イベント等の開催により、国内外から人を呼び込み、地域の賑わいや観光消費を喚起することで、経済波及効果を高めるとともに都市ブランドの向上を図っている。

このように、海辺・里山・幕張メッセ等の観光資源や千葉ロッテマリーンズ等のスポーツ資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野における地域経済牽引事業を促進する。

⑦京葉道路・東関東自動車道等の充実した道路ネットワーク、港湾、鉄道の交通・物流インフラを活用した物流関係分野

電子商取引 (EC) 市場の拡大や新型コロナウイルス感染症の影響などの社会経済情勢を背景に、宅配便の取扱件数が増加基調等にある中、物流施設の整備ニーズは増加している状況にある。

千葉県の「令和4年通期 (1月～12月) 企業立地動向調査」では、物流施設等の企業立地件数は72件 (対前年比で13件増)、面積では221.2ヘクタール (対前年比111.1ヘクタール増) となっており、増加傾向が継続している状況にある。

このような中、本市では、更なる産業用地の確保・企業誘致の促進等を図るため、令和5年 (2023年) 4月1日に市街化調整区域の許可基準である「千葉市開発審査会付議基準」を改正し、インターチェンジ周辺における流通業務施設等の立地基準を緩和し、「大規模流通業務施設」、「流通業務等の事務所・倉庫」を対象施設とする開発計画について、対象インターチェンジからの距離要件などを緩和したところである。

また、千葉市産業用地整備方針においては、コスト削減による企業競争力の強化のために、流通業務の効率化はすべての産業にとって重要課題であるとの認識のもと、物流関連産業の集積により、広域的な産業全体の活性化や競争力強化が促されることを期待し、IT・クリエイティブ産業、食品・健康生活実現型産業、先端・素材型ものづくり産業の各産業に関連する物流関連産業を誘致する業種として、位置付けている。

加えて、本市は、本計画「1 基本計画の対象となる区域 (促進区域) (2)」に記載のとおり、県内交通の要衝であり、陸・海・空いずれをとっても県内のみならず、国内外へアクセスしやすいことが大きな強みとなっている。

このため、京葉道路・東関東自動車道等の充実した道路ネットワーク、港湾、鉄道の交通・物流インフラを活用し、物流関係分野における地域経済牽引事業を新たに促進していく。

⑧カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギー関連産業等の技術を活用した環境・エネルギー関連分野

本市では、令和5年 (2023年) 3月に、新たな「千葉市地球温暖化対策実行計画」を策定し、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、業務・家庭・運輸の3部門における2030年度温室効果ガス排出量の目標を2013年度比48%削減として掲げた。これを達成するため、千葉市域における再生可能エネルギー (太陽光発電) の導入目標として、2030年度までに981MWの導入を目指すこととしている。

また、同計画では、温暖化対策を持続可能なものにするため、社会課題や経済活動との関連性が重要であることから、「環境とレジリエンス向上の同時実現」と「環境と経済の好循環」という2つの視点を重視している。

さらに、令和4年（2022年）11月に環境省から「脱炭素先行地域」に県内で初めて選定されており、「脱炭素で磨き上げる都市の魅力～「行きたい」、「住みたい」、「安心できる」千葉市へ～」をテーマとし、都市と自然の魅力をあわせ持つ本市の強みを、脱炭素の視点でさらに磨き上げ、交流人口・定住人口の増加、都市の基盤となるレジリエンスの強化を推進している。

中小企業向けには、省エネルギー設備（高効率照明、高効率空調、冷凍冷蔵設備等）の導入費の助成を行うとともに、脱炭素の理解促進を促すため、脱炭素アドバイザーを派遣するなどの支援を行なっている。

このように、これらの取組みを活かしつつ、今後、本業種のさらなる成長が見込まれることから、再生可能エネルギー関連産業等の技術を活用した環境・エネルギー分野における地域経済牽引事業を促進していく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の 地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かして地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①産業用地整備

千葉市では、企業立地補助制度の改正（拡充）などにより、堅調な企業立地実績が続いているが、圏央道や外環道の開通などにより企業の産業用地に対するニーズは高まっている一方で、ちばリサーチパークやネクストコア誉田ではすべての区画の宅地が分譲済みとなっているほか、千葉土気緑の森工業団地でも近年企業の進出が相次いでいるなど、市内で紹介できる産業用地が枯渇している状況である。

このことから、令和4年（2022年）9月に「千葉市産業用地整備方針」を策定し、令和14年度までの産業用地整備を計画的かつ確実に進めるとともに、民間活力による産業用地の整備を促進するため、ネクストコア千葉誉田の整備時に制定した道路・下水等の周辺インフラ整備費を支援する「建設負担金方式」を活用し、事業を進めることとしている。

これらに基づき、事業者からの事業提案の公募を新たに実施したところであり、提案のあった千葉市中央区生実町における産業用地整備事業の計画を令和4年（2022年）11月に認定し、事業に着手している。

今後も産業用地整備方針に基づいて、計画的に産業用地の整備を推進していく。

②既存支援施策の充実等

設備投資が活発に行われ、地域経済が活性化するよう、千葉市の支援施策の充実等を検討する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

千葉市では、平成 26 年度に「千葉市オープンデータの推進に関する指針」を定め、オープンデータ推進の目的の 1 つとして「新産業の創出・市内経済の活性化」を掲げており、同指針に基づき、市が保有している様々なデータを、市民や事業者に活用していただくことを目的として、市のホームページにオープンデータを公開する「データカタログサイト」を整備運用している。

URL：<https://www.city.chiba.jp/somu/joho/kaikaku/chibataportal-top.html>

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

千葉県商工労働部経済政策課、千葉市経済農政局経済部経済企画課で、事業者の抱える課題解決のための相談に応じる。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、知事や市長にも協議した上で対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①企業の立地促進

本市及び周辺地域を含めた都市圏における経済活力の維持・成長のため、全国トップクラスの企業立地補助制度のほか、働き方が多様化していることも踏まえ、時代に即した操業環境が提供できるよう、環境整備に取り組む。

②創業の促進と成長支援

産学官金の様々な経営支援の連携によるネットワークを有効活用した「スタートアップ・エコシステム」を形成し、スタートアップ企業の輩出に取り組むとともに、短期集中型のスタートアップ個別支援プログラム（千葉市アクセラレーションプログラム）の実施により、スタートアップ企業の事業成長を促進する。

また、イノベーション創出の機運醸成を目的にコミュニティの形成や事業の成長支援等のイノベーション創出に資する取組みを行う市内のコワーキングスペースやレンタルオフィスを「千葉市イノベーション拠点」として認定する事業を行っており、令和 5 年度に 3 か所を認定した。

③新事業創出の支援

本市に立地する大学や研究機関と共同で行う新技術・新商品の研究開発や市内企業の優れた新商品等の販路開拓の機会を提供することで、消費者の消費行動の変化に対応した商品・サービスの開発や、新しいビジネスへの転換を促進する。

④持続的成長に向けた支援

市内企業が脱炭素化やDX、SDGs など時代のトレンドを的確に捉え、新規事業の立ち上げや、自社事業の再構築を図り、付加価値を向上させていけるよう、産学官金連携による経営支援を行う。

⑤事業継続・事業再構築の支援

感染症拡大や国際情勢の緊迫化、地球温暖化の進行に伴う自然災害の頻発・激甚化など、事業継続を脅かす様々なリスクに対応して、市内企業が事業継続計画（BCP）の策定などにより安定的に事業を継続するための支援を行う。また、本市に所在する県内唯一の公的専門支援機関である千葉県事業承継・引継ぎ支援センターや金融機関と連携し、市内企業の円滑な事業承継を支援する。

また、業種・業態転換・企業再建等の事業変革に取り組むために必要な設備及び専門家への相談費

用等を支援するなど、持続的な事業展開をサポートする。

⑥地域商業者等の事業環境向上支援

本市の地域商業の活性化に向け、事業を行う環境の整備を行うとともに、意欲ある地域商業者を支援することで、地域の賑わいと活力を維持・向上させる。

地方卸売市場については、開設から44年（1969年）が経過し、施設の老朽化や設備の陳腐化が著しく、安全性が懸念されるとともに取扱量も減少傾向であることから、抜本的な対策によって将来にわたり生鮮食料品の安定供給を目指す。

⑦産業人材の育成支援

「ちばアントレプレナーシップ教育コンソーシアム」による小・中・高の児童・生徒への起業家精神の涵養など、未来を担う人材の育成支援に取り組む。また、国内で唯一3つのポリテク（センター、カレッジ、高度ポリテク）が集積する立地を活かし、ものづくり業界で活躍できる産業人材の育成・定着支援を推進する。

⑧経営基盤の強化に向けた人材の確保・育成

生産年齢人口が減少し、業種によっては人材不足も顕著になる中、従業員の能力開発・リスクリテラシー促進や資格取得、人材採用力の向上に向けた人材の確保・育成を促進する。

⑨雇用のミスマッチ解消に向けた就職・転職支援

人材確保が課題となる業種・業態等において、求職者が就職・転職に必要なスキルを身につけるための育成支援など、雇用のミスマッチ解消に向けた就職・転職支援に関係機関と連携して取り組む。

⑩観光コンテンツの造成と魅力発信

都市部と海や里山の観光資源などの特性を活用し、県や周辺自治体も含めた官民一体となって、観光コンテンツの造成や受け入れ態勢の強化を行うとともに、情報発信に取組み、外国人を含む新規の観光客の増加や、魅力的で、より長く滞在したくなるような観光まちづくりを推進する。

⑪MICEの推進と都市ブランドの向上

東京都心や成田国際空港・東京国際空港（羽田空港）からの近接性や、日本有数のコンベンション施設の存在、国内有数のイベントなどの開催実績と本市固有の観光資源を活かすとともに、県、民間事業者や関連機関などと連携し、MICEの積極的な誘致・開催に繋げることにより、経済波及効果及び都市ブランドの向上を図る。

⑫農業の担い手の確保・育成

本市農業の持続性を確保するため、青年農業者や法人等、新たな担い手の確保や地域の中心的な経営体の育成を目指すとともに、後継者対策等の家族農業経営の支援を行う。また、担い手が効率的な経営を行うことができるよう、農地中間管理事業等の活用により農地の流動化を促進する。

⑬農業者の生産力や販売力の強化

スマート農業技術等の活用支援や環境負荷軽減に資する農業技術の振興、農業者の技術力の向上、生産物の高付加価値化と販売・PR力の強化等を行う。

⑭農と森林が持つ多様な機能の保全・活用

農業・農村と森林が持つ多様な機能の維持増進と積極的な活用を図り、市民の潤い創出や交流人口の増加などを図る。

⑮脱炭素化への取組み支援

中小企業向けには、省エネルギー設備（高効率照明、高効率空調、冷凍冷蔵設備等）の導入費の助成を行うとともに、脱炭素の理解促進を促すため、脱炭素アドバイザーを派遣するなどの支援を行っている。

(6) 実施スケジュール

| 取組事項 | 令和6年度 | 令和7年度 から令和9年度 | 令和10年度 (最終年度) |
|--|-------|------------------|------------------|
| 【制度の整備】 | | | |
| ①産業用地整備 | 整備 | 整備 | 整備 |
| ②既存支援施策の充実等 | 検討 | 検討 | 検討 |
| 【情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開等）】 | | | |
| ①データカタログサイトの運用 | 運用 | 運用 | 運用 |
| 【事業者からの事業環境整備の提案への対応】 | | | |
| ①千葉県・千葉市 | 運用 | 運用 | 運用 |
| 【その他】 | | | |
| ① 企業の立地促進 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ②創業の促進と成長支援 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ③新事業創出の支援 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ④持続的成長に向けた支援 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ⑤事業継続・事業再構築の支援 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ⑥地域商業者等の事業環境向上支援 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ⑦産業人材の育成支援 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ⑧経営基盤の強化に向けた人材の確保・育成 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ⑨雇用のミスマッチ解消に向けた就職・転職支援 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ⑩観光コンテンツの造成と魅力発信 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ⑪MICEの推進と都市ブランドの向上 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ⑫農業の担い手の確保・育成 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ⑬農業者の生産力や販売力の強化 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ⑭農と森林が持つ多様な機能の保全・活用 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ⑮脱炭素化への取組み支援 | 運用 | 運用 | 運用 |

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域にとっての支援ニーズや地域経済牽引事業の実施に際する課題等を的確に踏まえ対応することが重要であることから、効果的な支援となるよう、各種経営支援機関や金融機関、大学等の教育機関といった地域に存在する支援機関が、それぞれの専門分野の知見等を活かしながら連携して取り組んでいく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①千葉県産業支援技術研究所

千葉県産業支援技術研究所は、県の公設試験研究機関として、中小企業や新規創業を目指す企業の技術的課題に対し、技術相談、依頼試験、機器設備使用、受託研究、人材育成・技術情報の提供等の支援を行っている。

対象とする主な分野は、加工食品や発酵食品の開発・品質管理等に関する“食品技術分野”、化学製品の開発・品質管理等に関する“化学技術分野”、計測技術、産業デザイン技術、情報化技術等電気電子機器や機械装置等の開発・品質管理に関する“生産技術分野”、金属材料の開発・品質管理等に関する“材料技術分野”等である。

②公益財団法人千葉県産業振興センター

公益財団法人千葉県産業振興センターは中核的支援機関、千葉県中小企業支援センター、経営革新等支援機関としての役割を有しており、企業、大学、金融機関及び行政機関の連携の下に、新事業・新産業創出の支援、中小企業の経営基盤の強化、産業人材の育成等、幅広い分野において県内産業の振興を図るべく、総合的な中小企業支援を展開している。

新技術・新産業創出支援事業として、新技術の開発や新分野への進出に意欲的な中小企業に対し、企業と大学や公的研究機関との連携（産学官連携）及び企業間の連携（産産連携）の促進、国等の競争的資金獲得による研究資金の確保等の支援を行っている。また、経済産業省（関東経済産業局）の成長型中小企業等研究開発支援事業の事業管理機関として、地域の産学官からなる共同体（コンソーシアム）を形成し、共同研究を実施している。さらに、医療機器等開発・交流拠点創出事業として、医療機器開発に関する経験や知識を有する専門人材を配置し、医療現場からのニーズの集約化とものづくり中小企業への提供、試作品に関するアドバイス等、製品開発に関する総合的なサポートを実施し、健康・医療分野への新規参入と医工連携等による製品開発及び事業化を促進させている。

また、経営基盤強化・地域活性化支援事業として、本県における中小企業の中核的支援機関としての役割を果たすため、中小企業の様々なニーズに応じたきめ細かい支援を行っている。経営・創業・金融・技術・IT等に関するワンストップ相談窓口である「チャレンジ企業支援センター」に加え、「千葉県よろず支援拠点」を設置する等、経営支援機能や起業・創業支援機能を充実させ、さらにプロフェッショナル人材の雇用を通じた経営改善や、地域資源を活用した新たな事業にチャレンジする中小企業への総合的な支援に取り組んでいる。

③公益財団法人千葉市産業振興財団

公益財団法人千葉市産業振興財団は、中小企業支援法に基づき中小企業支援の「指定法人」として千葉市から指定を受けるとともに、中小企業新事業活動促進法に基づき新事業支援体制の「中核的支援機関」として同市から認定を受け、活力ある地域経済社会の構築を目的とした各種支援事業を展開している。平成23年（2011年）3月には、(財)千葉市勤労者福祉サービスセンターを吸収合併し、中小企業勤労者等の福祉の向上を目的とした事業も併せて実施している。

千葉市ビジネス支援センターを拠点に、千葉市及び各支援機関と連携を図りながら、中小企業の経営革新及び新事業創出の促進並びに創業の支援に関する事業と、中小企業勤労者等への総合的な福祉事業を提供することにより、両事業の相乗効果を追求している。

産業振興に関する事業については、限られた財源をニーズが高い事業に優先的に配分し、中小企業事業者等の経営課題の改善や生産性の向上に対し、様々な専門分野のコーディネーターによるチーム支援・伴走型支援を充実させている。また、知的財産及び産学連携支援の拡充を図り、シーズの前段階から製品化に至る過程までの支援を行っている。

勤労者等の福祉に関する事業については、健康の維持・増進や余暇活動への支援等、中小企業者等が単独では実施することが難しい総合的な福利厚生サービスを提供している。また、会員の増加を図るため、積極的な加入促進活動を展開している。

④千葉商工会議所

商工会議所は商工会議所法に基づき設立された特別認可法人であり、その地区内における商工業者の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている。千葉商工会議所は昭和15年（1940年）に設立されており、会員企業は約5千2百社となっている。中小企業の持続的発展、人材の確保と育成等を目的として、各種事業を行っている。

中小企業の持続的発展を目的とした事業として、会員の業況をはじめ、経済情勢・需要動向等を定期的・計画的に把握し、迅速に会員企業へ提供するとともに、生産性やサービス力の向上をはじめ、事業展開上の様々な課題について専門家・関係機関・大学等の一体的な協力を得て、経営者とともに継続して支援している。また、その支援体制のワンストップサービス化を推進する等している。さらに、展示販売会や商談会等の回数の増大やその内容の多様化を受け、商工会議所のネットワークを積極的に活用した、新たなビジネスや販路拡大の機会の創出を図っている。

人材の確保と育成を目的とした事業としては、人材不足の状況を的確に把握し、新規学卒者はもとより、多様な人材確保へ向けて、教育機関や専門事業者等の協力を得て、多様なマッチングの機会を設けるとともに、受入環境づくりを推進している。会員企業の事業活動を支える従業員等の資質の向上を支援するとともに、その従業員間の交流をも推進し、相互協力による啓発活動を展開する等している。一方、働く環境づくりにも取り組んでおり、職場環境の見直しや福利厚生の充実を支援するとともに、多様な人材に対応した環境づくり等、計画的・体系的な取組を促進している。

⑤千葉市土気商工会

商工会は商工会法に基づき経済産業大臣の認可を受けて設立された経済団体で、地区内の商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資する等広い範囲の事業活動を行っている。土気商工会は旧土気地区の企業を主な会員企業としており、現在の会員企業数は約250社となっている。業種としてはサービス業・小売業・建設業が多い傾向にあり、会員企業相互の交流促進等を行っている。

⑥国立大学法人千葉大学

11学部と19大学院を有し、連合大学院にも参画する総合大学であり、医学、園芸、工業デザイン等の教育・研究分野において地域内外から高い評価を得ており、研究分野は広範多岐にわたっている。

令和2年には、内閣府の「イノベーション創出環境強化事業」の支援を受け、「学術研究・イノベーション推進機構（IMO）」を設置した。IMOでは、専門人材であるURAの配置やイノベーション創出のための機能別に整理・強化された組織により、研究から社会実装までの一貫通貫の活動を展開し、イノベーション・エコシステムの創出を目指している。

また、令和4年9月に取得した東京大学生産技術研究所跡地（西千葉キャンパス）を「西千葉 well-

being リサーチパーク」として整備・活用することで、地域中核大学としての活動を強化し、本学が強みを有する研究領域を中心に企業との共同研究等の産学連携・地域連携やディープテック分野のスタートアップ創出等を加速していく。

⑦学校法人千葉敬愛学園 敬愛大学

市内に立地する私立大学で、「経済学部」、「国際学部」及び「教育学部」の3学部が設置されている。市と大学間で若者へのキャリア教育や地域商業の支援等個別事業等において連携を図っており、平成27年（2015年）には市内の一層の活性化と市民サービスの向上を図ることに資するため、千葉市との間で地域経済活性化に関する連携協定を締結した。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功を機に、パラスポーツの振興等関係機関と連携した取組を実施している他、副専攻プログラムとして「AI・データサイエンス」、「エアポートNARITA地域産業学」及び「日本語教員養成課程」の3つを設け、所属する学部学科のカリキュラムに加えて、もう1つの専門分野を学ぶことができるようにプログラムを整備し、深い学びの実現に寄与している。

大学の有する知見を活用した、事業者への経営面における支援の他、教育、観光・スポーツ分野においても自治体・事業者と連携した取組が期待されている。

⑧学校法人佐野学園 神田外語大学

千葉市の幕張新都心地区に拠点を置く私立大学であり、外国語学部として英米語学科、アジア言語学科、イベロアメリカ言語学科、国際コミュニケーション学科の4学科、グローバル・リベラルアーツ学部としてグローバル・リベラルアーツ学科が設置されている。また、大学院として言語科学研究科が設置されている。

国際的な産業競争力の向上や国と国のきずなの強化の基盤として、グローバルな舞台に積極的に挑戦し、活躍できる人材を育成するため、海外インターンシップの充実化等、各種取組を進めている。

特に観光・インバウンド分野においては、語学力を持ち国際的な視野を有する人材の確保が求められていることから、そのような分野における大学の有する知見を活用した事業者支援が期待されている。

また、アジア言語を含むさまざまな外国語・同言語圏の文化、異文化コミュニケーション（多文化理解）並びに日本語・日本文化の教育を実践するとともに、多数の留学生を受け入れていることから、外国人労働力の活用に向けても、同大学が有する知見の活用が期待される。

⑨学校法人大乗淑徳学園 淑徳大学

市内を中心に立地する私立大学で、福祉・看護・地域政策分野を中心とした7学部、大学院は総合福祉研究科と看護学研究科の2研究科が設置されている総合大学である。千葉市には中央区にキャンパスが立地しており、総合福祉学部、コミュニティ政策学部、看護栄養学部が設置されている。

千葉事務部（学事）地域連携室を通じて、地域社会のさまざまな課題の発見と解決に向けて、淑徳大学が持つ研究成果や人材等の資源を積極的に活用し、地域と連携しながら、実践的・協働的に取り組み、社会開発や地域開発に貢献しており、平成29年（2017年）には、千葉市との間で地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とした包括的な連携協定を締結し、福祉・看護・栄養分野、まちづくり・商業活性化分野、パラスポーツの振興を目的とした取組等を実施している。

医療・ヘルスケア分野を中心に、観光・スポーツ分野、農産品を活用した商品開発の分野等幅広い分野において、大学の有する知見を活用した事業者支援が期待される。

⑩学校法人東京農業大学 東京情報大学

千葉市の若葉区に立地する総合情報学部総合情報学科、看護学部看護学科の2学部2学科及び大学

院（総合情報学研究科）からなる私立大学である。総合情報学部では、情報システム学系・データサイエンス学系・情報メディア学科の3つの学系において情報の高度な利活用ができる「情報の創り手・使い手」となる人材を育成する。看護学部では、情報リテラシーを修得し、高い倫理性を發揮しながら、看護に関わる情報を実践的に活用・発信し、保健医療福祉に関わる職業人と相補的にフォローシップ・リーダーシップ・アントレプレナーシップをとりながら協働できる看護職を育成する。平成25年（2013年）には千葉市との間で、一層の地域経済活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的に、連携協定を締結した。

最近の取組では、千葉市教育委員会と連携したキャリア教育の構築、わかばCBTこどものまちなてプログラミング体験、千葉市のプロモーションを映像にて表現したちばシティセールスビデオなどの取組等が行われていることから、情報分野の知見を活用した事業者への支援事業が期待される。

⑪学校法人千葉工業大学

千葉市に隣接する習志野市に立地する私立大学で、5学部17学科と大学院5研究科（修士課程・博士課程）、学生数約1万人を有する。令和6年4月に情報科学部・社会システム科学部を改編し、情報変革科学部・未来変革科学部を新たに設置。学部のほかに7つの最先端の研究センターを有しており、産学官連携を積極的に推進している。さらに、産学官連携のため学校法人千葉工業大学産学官連携協議会を設置し、産業界や公的機関との間で、教育研究情報、技術情報及び就職情報等の情報交流を行っており、今後も、ものづくり分野を中心とした研究開発機能等、大学の有する知見を活用した事業者支援を行っていく。

⑫厚生労働省千葉労働局

千葉労働局は、厚生労働省の地方機関として千葉県内を管轄しており、労働基準行政、職業安定行政、人材開発行政、雇用環境・均等行政がそれぞれの専門性を發揮しながら連携を図り、地域における労働行政の総合的な機関として行政運営を展開している。

平成28年（2016年）7月には、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に係る施策と、労働局における雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、それぞれの施策について、連携・協力の方策等を定め、千葉地域の雇用対策に強力に取り組むことを目的として、千葉市との間で「千葉市雇用対策協定」を締結し、働き方改革の推進や就労支援に関する取組を連携して実施している。

市内事業者の多くが採用をはじめとした雇用面で課題を持つなか、千葉労働局及び職業安定行政の第一線機関となるハローワークによる人材確保等の支援事業が期待されている。

⑬独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部 千葉職業能力開発促進センター（ポリテクセンター千葉）

職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）とは、求職者や在職者を対象にした短期間の職業訓練を行う公共職業能力開発施設である。千葉市では稲毛区に設置されており、雇用のセーフティネットとして求職者の早期再就職に向けた職業訓練、在職者の知識・技能・技術の向上を図るための職業訓練、企業の生産性向上に係る課題解決のための知識やスキルを習得するための生産性向上支援訓練、労働者のキャリア形成に関する相談・支援等を行っている。

製造業をはじめとする現場で人材不足が課題となるなか、職業訓練を通じた事業者への支援が期待されている。

⑭独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部 千葉職業能力開発促進センター高度訓練センター（高度ポリテクセンター）

高度ポリテクセンターは、平成2年（1990年）に千葉県幕張新都心の文教地区に設置され、厚生労働省所管の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が、ものづくり分野を中心とした高度な人材育成を総合的に行う公的教育訓練施設として業務運営を行っている。現場の第一線で活躍する在職者、再就職を目指す求職者を対象とし、ものづくり分野に関わる専門的知識と技能・技術の高度化を目指した職業能力の開発と向上を狙いとしている。

生産性向上を目的としたデジタル化に対応できる人材が多くの現場で必要とされるなか、人材育成を通じた事業者への支援が期待されている。

⑮関東職業能力大学校附属千葉職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ千葉）

千葉職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ千葉）は「職業能力開発促進法」に基づく2年制の工科系短期大学校である。国が設置し厚生労働省が所管している。きめ細やかな指導と実学融合のカリキュラムによりDXの加速化を見据えた技術革新にも対応できる「ものづくり技術者」を養成している。団塊世代の交代が進むなか、製造だけでなく開発・設計にも関与できる実践的な「ものづくり技術者」の育成が求められている。

ものづくりの現場における技術者不足が多くの企業で課題となるなか、人材育成を通じた事業者への支援が期待されている。

⑯公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー

公益財団法人ちば国際コンベンションビューローは、昭和63年（1988年）に発足した千葉コンベンション推進協議会を基に設立された財団であり、主に千葉県の施策と深く関わりのある3つの事業に取り組んでいる。

MICE誘致・支援事業では、地元大学や行政機関、各種団体・企業と連携し、県内で開催される国際会議等のMICE誘致・支援を行うことにより、開催都市の国際的ブランドイメージの構築を図るとともに、ビジネス機会の創出や県内への経済波及効果を高めることを目的として活動している。

また、千葉県千葉市は、平成27年（2015年）6月に観光庁から「グローバルMICE都市※」として選定され、特に海外における誘致競争力の強化やマーケティング戦略の高度化を図っている。

千葉県国際交流センター事業では、民間国際交流団体をはじめ、ボランティア、市町村国際交流協会や大学、行政機関と連携し、国際交流・国際協力の促進と多文化共生社会づくりを進めている。

千葉県フィルムコミッション運営事業では、地域の知名度向上等を図り、県内への観光客増加等に寄与するため、県内市町村と連携を図りながら、映画やドラマ等に適したロケーションを提案している。千葉県は、東京からのアクセスの良さ、豊かな自然、多彩な街並みといった豊富なロケーションスポットにより、これまで映画やドラマ等、数多くの作品で利用されており、撮影依頼は年間約300件、そのうち県内での撮影件数は約100件に及んでいる。

千葉県スポーツコンシェルジュ運営事業では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る事前キャンプや国際大会等を誘致し、県内のスポーツツーリズムの推進を図るため、スポーツ施設や宿泊施設等を紹介するワンストップ窓口としての機能を果たしている。

※グローバルMICE都市とは、国際的なMICE誘致競争が激化する中、海外競合国・都市との

厳しい誘致競争に打ち勝ち、我が国のMICE誘致競争を牽引することができる実力ある都市を育成するために観光庁から選定された都市。

⑰公益社団法人千葉市観光協会

千葉市観光協会は昭和8年（1933年）に創立、昭和58年（1983年）6月に社団法人として設立し、千葉市における都市観光、国際コンベンションによる集客を通じた観光振興をとおり地域経済・文化の向上ならびに国際親善に寄与するための事業を展開してきた。平成24年（2012年）4月からは公

益社団法人に移行し、観光プロモーション事業をはじめとする公益目的事業の一層の推進を図っている。令和5年（2023年）12月時点で、ホテル・旅館業や旅行業の企業を中心に628社が会員となっている。

市内観光情報を収集・発信する他、千葉市の魅力発信事業としてシティ・プロモーションの推進、イベント展開を通じて千葉市の魅力を発信している。また、観光資源の開発事業として、市内の豊かな自然、集積産業、歴史・文化・スポーツ等の観光資源を活かした魅力的な観光ルート開発を行っている。さらに、受入体制の整備事業として、観光情報センターの充実、観光ボランティアの活用等を通じ、観光客の受入体制を整備している。

⑱株式会社千葉銀行

千葉県を主要な営業基盤とする地方銀行であり、県内に158店舗を有しているほか、東京都に15店舗、埼玉県に3店舗、茨城県に4店舗、大阪府に1店舗、海外にもニューヨーク等3店舗、3駐在員事務所を有している。「一人ひとりの思いを、もっと実現できる地域社会にする」をパーパス（存在意義）に掲げ、各種ニーズに合わせたソリューションを提供しているほか、「脱炭素・再エネ」「観光・地域創生」など成長分野のビジネスサポートなどを通じて地域課題の解決にも取り組んでいる。

⑲株式会社京葉銀行

千葉県を主要な営業基盤とする地方銀行であり、県内に118店舗を有しているほか、東京都に3店舗を有している。近年では、地域社会や事業者の課題を発掘し、解決策の提示と実行支援に取り組んでいる。特に、事業者のニーズに合わせたビジネスマッチング等のソリューション提案を活発に行っている。

また、官民連携による千葉駅前大通りの歩道空間の活用可能性を検証する社会実験を千葉市とともに実施し、ウォークアブルなまちづくりを推進するなど、地域の課題解決に努めている。

⑳株式会社千葉興業銀行

千葉県を主要な営業基盤とする地方銀行であり、県内に72店舗を有しているほか、東京都に2店舗を有している。顧客を知り尽くし対話を通じてともに企業価値の向上を目指す取組み「バリューサポート」を推進しており、地元中小企業の多くの経営者が抱える課題である、事業承継・人材不足・経営効率化・DX・脱炭素の5大ニーズに対する取組みに当たっては、中小企業診断士など専門的な資格を有する人材を配置したコンサルティングサポートデスクを中心に、外部専門企業とも連携しながら課題解決に向けた最適なソリューションを提供している。

㉑千葉信用金庫

千葉市を主要な営業基盤とする信用金庫であり、県内店舗（市内15店舗）を有している。「地域密着型金融の推進」を経営の重要課題としており、各種相談会・セミナーの実施やビジネスマッチング機会の提供等を通して、地域の経済や社会の活性化に貢献している。

㉒株式会社日本政策金融公庫千葉支店

株式会社日本政策金融公庫法に基づく政策金融機関であり、国内を中心に152店舗、県内には4店舗を有している。一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融機能を担うとともに、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施している。

行政や地域金融機関等と連携しながら、創業支援、企業再生支援、農商工連携等幅広い分野において、地域事業者の経営をサポートしていく。

②株式会社商工組合中央金庫千葉支店

株式会社商工組合中央金庫法に基づく政策金融機関であり、国内に全都道府県をカバーする 102 店舗、海外に 5 店舗を有し、市内では JR 千葉駅西口に千葉支店を有している。昭和 11 年の設立以来の使命である「中小企業による中小企業のための金融機関」として、地域の中小企業と伴走しながら、経済的価値だけでなく社会的価値や働き手の幸せも創出し、気候変動等、社会の重要課題の解決にも寄与し、日本を変化につよくすることに貢献する取組みを進めている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

千葉市においては、平成 6 年（1994 年）12 月に、環境の保全及び創造に関する基本理念や市民・事業者・千葉市の責務を明らかにする等、その基本的な方針を定めた「千葉市環境基本条例」を制定した。平成 7 年（1995 年）3 月には本条例に基づき「千葉市環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、平成 23 年（2011 年）3 月には千葉市の環境の現況や国内外の動向等を踏まえて「千葉市環境基本計画」を改定した。さらに令和 4 年（2022 年）3 月には SDG s の考え方を最大限取り入れたほか、市民や事業者などの声を反映させ、地球温暖化対策をはじめ、廃棄物の適正処理、自然環境の保全、生活環境の維持・向上などに対しバランスよく総合的に対応した新たな「千葉市環境基本計画」を策定し、環境をめぐる様々な課題に対応した施策を推進しているところである。

また、「千葉市環境基本計画」の部門別計画として、地球温暖化対策の推進を目的とした「千葉市地球温暖化対策実行計画」、水環境及び水環境の健全化、生物多様性の保全に資することを目的とした「千葉市水環境・生物多様性保全計画」、ごみの減量・再資源化を目的とした「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」等を策定し、環境分野の保全・創造に向けた各種施策・事業等も推進している。

平成 7 年（1995 年）10 月には、生活環境の保全等に関し、市の施策を定めた「千葉市環境保全条例」を制定し、大気や水質等の生活環境の保全等のために必要な規制その他の措置を講じるとともに、市内主要企業とは、千葉市・企業間の二者で「環境の保全に関する協定」を締結し、法令より厳しい対策や、法令とは別の観点からの指導等を行っている。特に、臨海部の主要企業については、千葉県・千葉市・企業間の三者で協定を締結している。

平成 10 年（1998 年）9 月には、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめ事前配慮及び環境影響評価を行うとともに、その事業の着手後にその結果を確認するための調査等を行うことが環境の保全上極めて重要であることから、それらが適切かつ円滑に行われるための手続きその他所要の事項を定めた「千葉市環境影響評価条例」を制定し、その事業に係る環境保全について適正な配慮がなされることを事業者に求めている。

事業者が新規開発を行う場合、可能な限り環境に影響を与えないよう環境部局と協議をしながら環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行うとともに、地域社会との調和を図っていくものとする。特に、大規模な地域経済牽引事業を行う場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、住民説明会を実施する等、周辺住民の理解を求めていく。

なお、千葉県では、「千葉県環境基本計画」を策定し、この下に個別分野別の計画等を定め、全県域を包括した環境保全のための施策を推進していることにも配慮する必要がある。

また、本計画「1 基本計画の対象となる区域（促進区域）（1）」に記載のとおり、本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する県指定鳥獣保護区（千葉市、花見川、土気、若松）、自然公園法に規定する県立九十九里自然公園の一部区域、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落である「善勝寺の森」、「稲毛浅間神社の森」及び「大金沢の樹林」、環境省の定める生物多様性の観点から重要度の高い海域（東京湾奥部）、千葉県自然環境保全条例に規定する県自然環境保全地域、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、これらの環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

（2）安全な住民生活の保全

企業立地を始めとする様々な事業活動に当たっては、犯罪及び交通事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保に配慮することが重要である。

犯罪の防止に関しては、千葉市では、令和5年度から14年度を計画期間とする「第5次千葉市地域防犯計画」を策定している。同計画に基づき、市、市民、事業者、警察、その他関係機関がそれぞれの役割において連携・協力をし、「安全で安心して暮らせるまち 千葉市」の実現に向けて、犯罪の未然防止や防犯意識の高揚等の取組みを実施していく。

交通事故防止に関しては、令和3年度から7年度を計画期間とする「第11次千葉市交通安全計画」を策定している。同計画に基づき、歩行者、自転車、自動車運転者が安全かつ快適に道路を共有化できるよう、お互いを思いやり、理解を深め合う取組み等を推進していく。

また、千葉県においては、安全で安心なまちづくりを促進するため、平成16年（2004年）10月から「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」を施行し、県、市町村、県民及び事業者等が協働・連携して、犯罪の機会を減少させるための環境整備及び県民等の自主防犯活動に関する施策を総合的に推進するとともに、平成16年（2004年）11月には、犯罪の防止に配慮した「道路・公園・駐車場等」「住宅」「学校等」に関する指針等を策定し、犯罪から県民を守る取組を推進している。

（3）その他

①PDCAサイクルの強化

毎年1回、年度末から年度当初の時期を目安に事業者に対し、基本計画の目標に対する進捗状況の評価を行う。また、基本計画の計画期間終了後の実施状況の評価に加え、すべての承認地域経済牽引事業計画の実施期間終了後の最終的な評価を実施する。

②諸計画との調整方針等

千葉港における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化等が計画されており、本計画は港湾計画と調和して整合を図るものである。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(農地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農地及び市街化調整区域が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域1】

(農地) ※別紙1参照

(市街化調整区域) ※別紙2参照

(地区内における公共施設整備状況)

本重点促進区域内においては、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線が整備されており、同線を中心に電気、水道、ガス等のインフラが整備されているため、同線に面して地域経済牽引事業を実施する場合、新たに大規模な公共施設整備を行う必要は無い。

一方、同線に面していない区域についてはインフラが未整備の箇所もあることから、地域経済牽引事業の実施において公共施設の整備が必要な場合、地域経済牽引事業を実施する事業者がこれを行うものとする。

(地区内の遊休地等の状況等)

千葉市内においては、本計画「4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域(2)」にて記載したとおり、既存工業団地内にて、以下1.2ヘクタール程度の遊休地の存在が確認されているが、農業分野の地域経済牽引事業を実施するうえで必要となる、にんじん、落花生等の特産物の生産地より遠方であることから、地域経済牽引事業を効果的に促進するために活用することには、適していない。

遊休地：千葉市緑区大野台1-5-3(約1.2ヘクタール)

なお、本重点促進区域の区域内においては、現在のところ遊休地等は確認されていない。重点促進区域内の遊休地等については、今後もその発生状況の把握に努め、事業者に対して適切に開示するものとする。

今後、地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

(他計画との調和等)

農用地区域及び市街化調整区域として本重点促進区域に設定された区域については、ちば・まち・ビジョンにおいて、産業立地を誘導する産業拠点として位置づけられており、今般、本重点促進区域においては、農業分野における地域経済牽引事業が見込まれている。

また、千葉市農業振興地域整備計画においては、農業近代化施設の整備の方向として、「農産物の計画的な生産・出荷による安全で新鮮な農産物を市民に安定的に供給」「需要動向を的確に対応できる農産物の「産地化」を図るため、集出荷用機械施設の整備を推進」することとしており、農業分野における地域経済牽引事業の促進は、農業振興地域整備計画の内容と調和するものである。

一方、地域経済の発展に繋がる地域経済牽引事業計画の促進に当たっては、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、ちば・まち・ビジョン及び農業振興地域整備計画との

調和を図っていく。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、遊休地を含め上記(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

本重点促進区域の一部は農用地区域に指定されているため、農用地区域外での開発を優先することとする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

土地利用調整区域の設定に当たって、集团的農地の中央部を開発することで、他の用途の土地が介在することとなり、高性能農業機械による営農に支障が生ずる場合や、小規模の開発行為がまともに行われることとなり、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生ずる場合の他、地域計画の区域内に他の用途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生ずる場合等、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じることがないように、担当部局と調整を行うこととする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合は、計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備(区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓)を実施した地域を含めないこと

千葉市においては、46ヶ所において土地改良事業が実施されているが、本区域には、土地改良事業等の完了した年度の翌年度から8年を経過していないものはない。なお、本区域には新たな面的整備は計画されていない。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

千葉市においては、令和3年度までに154.8ヘクタールについて、農地中間管理機構関連事業を実施している。また、令和9年度までに304.8ヘクタールの農地中間管理機構関連事業を実施予定であるが、本区域においては、現在、農地中間管理機構関連事業は実施されておらず、今後、実施される予定もない。

なお、農地中間管理機構関連事業の対象農地については、以下の方針にて取り扱う。

- ・農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めない。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めない。
- ・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めない。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

(立地条件)

本区域においては、京葉道路武石インターチェンジに近接していることから、製品の各方面への輸

送において優位性があり、流通の結節点としての立地条件であると考えられるとともに、周辺は市街化調整区域及び農用地区域であることから、市街化を促進するおそれがないと考えられる。

また、本重点促進区域内においては、露地野菜の栽培が盛んな農用地区域が存在しており、かつ、当該農用地区域は国の野菜生産出荷安定法において野菜指定産地として指定されており、原料調達地の近傍という立地条件でもある。

(対象施設)

立地条件や本計画における地域の特性及びその活用戦略である「農業分野」を活用した地域活性化の趣旨を踏まえると、本区域においては、以下の施設について立地の必要性を認めることかできる。

①流通の結節点である京葉道路武石インターチェンジの近傍という地域特性を活かし、東京都内をはじめとする消費地へ輸送する食品関連物流施設で、取り扱う品目としては、食品加工品等を予定している。

②食品の原料調達地が近傍に存在するという地域特性を活かし、鮮度を保ったまま食品加工を行う食品加工施設で、取り扱う品目としては、にんじん、レタス等を予定している。

以上のことから、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針第一へ(3)②(i)及び(ii)に該当するものである。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「千葉県千葉市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意(法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。)を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認(法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。)を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。